

のつては、一割とし、その他のものについては、二割とする。

附則第六項中「昭和二十七年」を「昭和二十八年」に改める。

附則
この法律は、昭和二十七年四月一日から施行する。

日本専売公社法の一部を改正する法律案
日本専売公社法の一部を改正する法律

日本専売公社法（昭和二十三年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第三十四條の次に次の一條を加える。

（繰越明許費）
第三十四條の二 歳出予算の経費のうち、その性質上又は予算成立後の事由に基き当該事業年度内にその支出を終らない見込のあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て、翌事業年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定により翌事業年度に繰り越して使用することができる経費を繰越明許費という。

第三十六條に次の一項を加える。

2 公社は、前項の予備費を使用し、なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じたときは、予算の定めるところに従い、専売品の売上量の増加により収入の見積をこえる収入に相当する金額の一部を事業のため直接必要とする経費に使用することができる。

第四十三條の三中「公社は、」の下に繰越明許費の金額を除く外、」を加え、「歳出予算」を「歳出予算の経費の金額」に、「生じなかつたもの」に對する経費の金額を「生じなかつたもの（当該契約その他支出の原因となる行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基きこれに關連して支出を要する経費の金額を含む。）」に改める。

第四十三條の十八中「市中銀行」を「銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案
塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律

塩田等災害復旧事業費補助法（昭和二十五年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

二 塩田防災施設に係るもの 当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の九

前項の地域は、公社の總裁が指定する。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

この法律施行前塩田等災害復旧事業費補助法（以下「法」という。）第四條の規定により補助金交付申請書を公社に提出した者は、当該申請書に係る補助金の金額について法附則第三項の規定の適用を受けようとするときは、昭和二十七年三月三十一日までに、同項に規定する政令で定める額をこえる部分の事業費についての補助金につき、補助金増額交付申請書を公社に提出しなければならない。

法第五條の規定は、前項の規定による補助金増額交付申請書の提出があつた場合について準用する。この場合において、法第五條第一項中「第三條の規定により交付することが出来る補助金」とあるのは、「附則第三項の規定による補助金の金額と第三條第二項の規定による補助金の金額との差額」と読み替へるものとする。

この法律施行の際までに法第三條第一項の規定による補助金で法附則第三項の規定の適用を受けるものについて法第四條の規定による補助金交付申請書を公社に提出していない者が、法第三條第一項の規定による補助金の交付を受けようとする場合における法第四條及び第五條の規定の適用について

は、法第四條中「災害が発生した日から二月以内」とあるのは「昭和二十七年三月三十一日まで」と、法第五條中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」とする。

法第三條第一項の規定による昭和二十六年に発生した災害により被害を受けた塩田等の補助金については、法第六條第一項中「前條第二項」とあるのは「前條第二項（塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。）」と、法第六條第二項中「前條第一項」とあるのは「前條第一項（塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律附則第三項において準用する場合を含む。）」と、法第六條第三項中「第三條」とあるのは「第三條及び附則第三項」と読み替へるものとする。

〇西村（逓）政府委員 ただいま議題となりました關稅定率法等の一部を改正する法律案外二法律案につきまして、その提出の理由を御説明申し上げます。この法律案は、わが国經濟の實情に資して、關稅率の適正合理化をはかることを目的とするものでありまして、その主要な点は次の三點であります。

その第一は、国内關連産業の保護育成及び財政收入の増加をはかるため、砂糖及びこれに關連する物品の輸入税を引上げようとするものであります。すなわち粗糖につきましては、現行輸入税の一割を二割に、精製糖につきましては二割を三割五分にそれぞれ引上げるとともに、これに關連して氷砂糖、角砂糖、糖蜜、菓子、ジャム等の輸入税につきましても、砂糖との均衡上それ／＼稅率を若干引上げようとするものであります。

第二に、原油、重油、新聞用紙、大豆、船舶、重要機械類等につきましては、暫定措置として本年三月三十一日まで、その輸入税を免除または軽減しているものであります。これらの物品につきましては、諸般の事情にかんがみまして、引続きその輸入税を免除または軽減する必要があると考えられますので、昭和二十八年三月三十一日まで、すなわち一年間その期間を延長しようとするものであります。なお重質軽油につきましては、現在潤滑油と同率の二割となつておりますが、一般の軽油と同率の一割に改め、船舶につきましては、現在大さき、構造について何ら制限がないのであります。その免税の趣旨にかんがみまして、総トン数千五百トンを超える鉄鋼船に限り、免税しようとするものであります。

第三に、兒童給食用のミルクは、その用途の特殊性にかんがみまして、昭和二十八年三月三十一日まで、その輸入税を免除しようとするものであります。

以上がこの關稅定率法等の一部を改正する法律案の提案の理由並びにその概要であります。

次に日本専売公社法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、専売事業の円滑な遂行に資するため、日本専売公社の會計制度の合理化をはかることを目的としたものであります。その内容の概略を申し上げますと、まず経費の効率的な使用

の当該政令で定める額をこえる部分の事業費の十分の八

をはかるため、予算の繰越しに関する制度を拡張したことであります。すなわち現行法におきましては、公社がある事業年度内に契約その他の支出の原因となる行為をし、その事業年度内に支拂いの義務が生じなかつたものにつ

きまして、翌事業年度に経費を繰越して使用する事ができるといういわゆる事故繰越しの制度を認めているのであります。改正案におきましては、このほか、歳出予算の経費の性質上または予算成立後の事由に基き、その事業年度内に支出を終わらない見込みのあるものにつきましては、あらかじめ国会の議決を経て繰越し明許費として計上し得ることとしたし、また事故繰越しにつきましては、その範囲を若干拡張し、従来の工事その他の事業の経費のほか、新たにこれに関連して支出を要する経費についても、繰越しを認めることとしたのであります。

第二に、専売品の売上増増加の場合の経費の増額使用に関する制度を設けたことであります。現行法におきましては、公社の予算には専売品の売上量の増加その他予見しがたい事由による歳出予算の不足を補うため、予備費を設けることができたこととなつておりますが、予備費を使用しても、なお事業のため直接必要とする歳出予算に不足を生じます場合に、専売品の売上量の増加に基き予定見積額を越える収入増加額の一部を、予算の定めるところに従つて、事業のため直接必要とする経費に使用することができるとしたものであります。

これによつて製造品は、等の売上増増加の際に、製造または販売のため必

要な経理上の措置を迅速適切にとることができるよういたそうとする趣旨であります。

最後に、公社の業務にかかる現金の預託機関に関する規定を整備したことであります。これまでは公社の業務にかかると現金の預託機関として、日本銀行の支店または代理店のほか、郵便局または市中銀行が規定されておりましたが、このうち市中銀行について、これを銀行その他大蔵大臣の指定する金融機関と改めることとしたのであります。

以上がこの法律案の提案の理由であります。

次に塩田等災害復旧事業費補助法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

国内におきましては、塩の生産を確保するため、塩田等が暴風、洪水等による災害を受けましたときは、現在塩田等災害復旧事業費補助法に基きまして、日本専売公社に補助を行わせておりますが、その補助率は、塩田及び濃縮施設については事業費の十分の五、塩田防災施設については十分の六・五とい

たしております。しかるに昭和二十六年に発生した災害により激甚な被害を受けた地方の塩田等の災害復旧事業につきましては、現行の補助率では事業施行者がその負担にたえられない状況にありまして、塩の生産を確保するため補助率の特例を設けることとし、災害復旧事業費が政令で定める額を越える場合には、その部分について、補助率を塩田及び濃縮施設については十分の八、塩田防災施設については十分の九に引き上げることとしたしております。

以上がこの三法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○佐藤委員長 次に農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律案、農林漁業資金融通特別会計法の一部を改正する法律案、及び日本輸出銀行法の一部を改正する法律案の三案を一括議題といたしまして、前会に引続き質疑を継続いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。深澤君。

○深澤委員 日本輸出銀行法の一部を改正する法律案に関連いたしまして、質問をいたします。本法案は、従来日本輸出銀行であつたものを輸出入銀行にするというもので、輸出入の金融をする性格にかつて来たのであります。それは貿易関係と重大な関係がありますので、まず私は通産政務次官が御出席になつておりますので、通産政務次官にお伺いするのであります。

最近における日本の貿易関係には幾多の問題があるのであります。しかも困難な問題があるのであります。まず私は通産政務次官に、最近における日本の輸出入の状況をお伺いしたいと思います。

○本間政府委員 お答えいたします。御指摘のありましたように、貿易上にはポンドの問題、その他非常にやつぱりいふまでもない問題が山積しております。でございますが、二十六年年度の輸出入計画から申しますと、輸出は十三億八千万ドルくらい予定をいたしておつたのでございますが、大体その程度は行

くものと考えております。輸入は大体十六億くらいを予定いたしておつたのでございますが、これは幾らか下まわるかも知れませんが、大体それくらいの程度は行くであろう、こういうふうな考へております。

○深澤委員 大体そういう数字の上の問題でなしに、輸出の問題にいたしても、輸出が伸びるという問題は、最近において非常に海外事情との関係において困難の状況にある。そういう輸出業者の倒産問題、そういう問題もすでに起つておるのであります。従つて単に数字の計画を立てられまして、この予定が大体行くであろうという、非常に樂觀的な考へを持つておるが、輸出をやつておる業者の立場から申しますれば、はなはだ輸出は困難である、こういうような声がまたにあるのであります。昨年の暮れから起りました輸出業者の倒産問題、これに関連いたしまして、今後の日本の輸出の見通しというものは、どういふぐあい

に考えられておるか。その点をひとつまずお伺いしたい。

○本間政府委員 先ほど私が申し上げましたのは、大体二十六年度の見通しを申し上げたのでございまして、問題は二十七年年度になるであろうと思つてございまして、二十五年に比較をいたしまして、二十六年度は輸出入とも御指摘もありましたように、非常に伸びたのでございます。ところがポンドが異常にふえまして、なか／＼それに伴ひまして輸入の方が思うように行かない。こういうような問題がございまして、御承知のように、スターリン・プロトクとの貿易の問題を、輸入を大いに盛んにいたしまして、そうし

て輸出入のバランスをとつたところで、あまり押えないようなところで何とかしたい、実はこういう考へで、たゞいま計画を立てておるようなわけがございまして。従ひまして貿易業者の問題は、御承知でもあらうかと思ひますが、昨年春以来のいろ／＼な問題が重なりまして、御指摘のように、非常に苦境に立つておるのでございしますが、たゞいま銀行側といろ／＼な話し合いをいたしておりますので、再建計画ができて上りますれば、次第におちついて来るのではないかと、こういうふうな考へておる次第でございまして。そこで問題は、スターリング貿易の関係でござい

ますが、何とか去年の実績くらいの範囲内で商売をいたしまして、それに見合う物資をせびとも輸入したい。たゞいま計画を立てておるものは、六億五千万ドルくらいのところで、輸出入のバランスがとれるようにというふうなつもりで、たゞいま作業をいたしておるような次第でございまして。

○深澤委員 問題になつておりますポンド過剰の問題であります。この問題が貿易関係において、一つの大きな問題になつておるのであります。このポンド過剰の問題の具体的な解決策というものは、いさ／＼な議論があつたようではあります。大体おちついた解決策はどういうことになつておられるか。ポンド過剰の解決策についての具体的な御説明を願ひたい。

○本間政府委員 この問題は、非常に実はずかしい問題でございまして、抜本的な対策はな／＼ないものでございまして。しかし私どもはいたしましては、輸出が伸びます度合に応じて、ポンドで品物を買ひ得れば一番いいわけ

でございますので、何としても輸入を促進いたしまして、そしてスターリング・ブロックとの輸出入のバランスを、できるだけ拡大した線できりたいてい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○深澤委員 スターリング地域から輸入が円滑にできれば、問題なく解決するのでありますが、伝えられるところによりましては、スターリング地域におきましては、特にスターリング地域における相当大きな支配権を持つておるイギリス等におきましては、日本への輸出、日本側から考えれば、スターリング地域からの輸入というものを、あまり好ましくないという態度に出ているやに、われわれは聞いておるのであります。そういうところに大きな問題があると思うのであります。従つて日英関係の円滑な話し合いというものが進まない限りは、うまく行かないではないかというふうに考へておるのではありませんか、そういうようなところは、どういふ状況になつておられますか。そしてスターリング地域から輸入ができないという根本的な原因は一体どこにありますか。その点をひとつお伺いしたいと思います。

○本間政府委員 何と申しまして、今までの日本の宿命とでも申しまして、うか、ドル地域から原材料を輸入いたしまして、スターリング地域へ売る、こういうような関係になつておつたものでございますから、価格の問題等もございまして、なか／＼思うように輸入することができなかったわけでございます。しかし多少価格のハンディキャップはございまして、できるだけ輸入をする方が、今の日本の貿易の

上から見ればいいことなのでございしますから、私もどなたもいたしまして、できるだけ輸入を促進いたしたいというふうに考へております。価格の問題も一つの原因でございますが、国内の輸入をいたします場合の金融の面にも、いろいろな隘路があつたように思つてございします。従ひまして輸出に對して輸出銀行が今まで融資をいたしておつたのでありますが、今度は輸入に對して金を出せるようにいたしたいということで、大蔵省の方と話し合ひをいたしまして、ただいま提案になつておるような輸入ともに金融をつける道をつけたい、こういうふうな考へておる次第であります。

○深澤委員 結局輸入ができないというところは、輸入価格の問題、それから輸入金融の問題であるというふうな政務次官は言われておるが、もつと根本的な問題があるのではないか。日英関係等において、あるいは東南アジア等との国際関係において、これができないような根本的な根拠があるのではないかと、いふに、われわれは想像するのではありませんか、単にこれは輸入価格の問題、輸入金融の問題だけが解決すれば、輸入はうまく行くという見通しを持つておられるのか。それよりもつと根本的な問題の解決をしなければ、うまく行かない点があるのじやないかというふうに、われわれは考へておるのであります。その点はどうか。

○本間政府委員 ただいま私が申し上げましたのは、一、二の原因を申し上げたのであります。決してそれだけでスターリング地域からの輸入が、すべて円滑に行くというふうには考へており

ません。先ほども御指摘のありましたように、スターリング地域のそれ／＼の立場から、輸入をできるだけ少くしたいというような動きのありますことは、御指摘の通りでございます。○深澤委員 日本へ輸入をできるだけ少くしたいという動きは、その根本にどういふことが横たわつておつて、そういう動きがあるのか。それは損得の関係なのか。それとも国際的ないろいろの國際勘定と申しますか、そういうようなものが横たわつておるのか。その点を私は明確にお聞きしたいのであります。

○本間政府委員 最近——最近といつても二十六年度でございますが、ポンドが非常に過剰になつたといふ一つの原因は、御承知でもあらうかと思つてありますが、濠洲の農産物が非常に不作でありまして、これが思うやうに入つて来なかつたといふことも、一つの原因のように私は考へておる次第であります。スターリング地域の圓々が、やはりそれ／＼の立場から輸出の関係を考へまして、そうしてできるだけ輸出の関係をよくしたいといふやうな関係から、いろいろの動きがあるわけでございますけれども、二十六年度、本年度にポンドが非常にたまりました一つの原因は、繰返して申し上げますが、濠洲の農産物の不作というやうなことが一つの大きな原因である、こういうふうなことは考へておる次第であります。従ひまして、日英の間で今後支拂ひの問題に對しまする交渉、話し合ひをいたしまして、できるだけ改善をするやうに努力をいたすと同時に、またスターリング各地域の供給力の点も、いろいろの方面から検討

いたしまして、できるだけ買ひ得るものは買ひようにいたしたい、こういう考へをいたしております。○深澤委員 このスターリング地域との関係は、大體日本は重要原材料を求めようとしておる。ところがイギリス等においても、その重要原材料を確保しなければならぬといふやうなことで、ぶつかつておるのではないかと考へるのですが、そういう点が私はこのスターリング地域の輸入が、うまく行かないという根本原因であり、またイギリス等はそういう問題については、スターリング地域に相当強硬な通達等を出しておるといふことも、聞いておるのであります。その辺に大きな問題があるのではないかと、いふに考へるのですが、その点は、いふに考へられますか。

○本間政府委員 必ずしも私どもはさうには考へないものであります。スターリング地域から買ひますものは鉄鉱石でありますとか、あるいは石炭でありますとか、あるいはいろいろなもの一部ございしますけれども、そのほかの品物の方が多いのでございしますから、イギリスがさういふ必要な原料を確保するために、私どもの方が思うやうに買えないといふふうには考へていないのでございまして、やはりスターリング地域の輸出入のバランスの関係の方が、あるいは先ほど御説明申し上げましたやうに、濠洲の食糧が非常に不作であつたといふやうな点の方が、大きな原因であるといふに私どもは考へております。

○深澤委員 そこでなお伺ひたいのであります。ドル地域との貿易関係は、現状がどういふ状態にあり、今後の見通しは、いふに考へられますか、その点だけひとつ……○本間政府委員 二十六年度の大體買ひました品物別、それから地域別の数字を、ただいま政府委員の方から申し上げます。

○井上(尙)政府委員 お答え申し上げます。ドル地域の関係の貿易状況が、最近どうなつておるかという問題でございますが、二十五年、二十六年、二十七年の計画につきましては、簡単に申し上げます。

二十五年におきましては、輸出が全體として八億二千万ドルでございしましたが、このうちドルが約三億六千万ドルでございします。二十五年一箇年間の輸入は九億七千万ドルでございしましたが、このうちドル地域からの輸入が五億五千五百万ドルであります。二十六年につきましては、輸出全體として約十二億、このうちドルが約三億であります。輸入につきましては、約十八億ないし十九億といふうち、ドル地域からの輸入が約十一億弱であります。こういうふうな二十五年、二十六年のドル貿易を比べてみます場合に、ドル地域に對しては、輸出が三億六千万ドルから三億三千万ドルに減退しております。逆に輸入は五億五千五百万ドルから、約十億ないし十一億といふふうに加増しておるといふ状況であります。二十六年におきましてのドル輸出の約三億ドルという内訳を簡単に申しますと、大體繊維関係が三三％、それから食糧関係が一％、それから機械雜貨を通じて、約一％といふやうな割合に相なつておるやうな状況であります。二十七年年度の計画としましては、輸出に

後の見通しは、いふに考へられますか、その点だけひとつ……○本間政府委員 二十六年度の大體買ひました品物別、それから地域別の数字を、ただいま政府委員の方から申し上げます。

つきましては、全体としまして、十六億ドルの予定であり、輸入につきましては二十一億ドルの予定でございますが、このうちドル地域に對します輸出が三億五千万ドル、ドル地域からの輸入を十一億ドルというふうに、大体予定をいたしております。大体以上であります。

○深澤委員 そういたしますと、ドル地域に對する輸出入関係は非常に順調に行く。つまり輸入に困難しておるが、輸入も相当伸びるというぐあいに、数字上は考えられるのであります。が、そのような、輸入が伸びるという樂觀的な考えを持つて間違いないでしょうか。

○井上(商)政府委員 先刻ポンド問題についていろいろお話があつたのであります。今日わが国の貿易情勢から申しまして、従来のドル地域からの輸入をできるだけポンド地域に切りかえて行く。逆に輸出につきましては、ポンド地域に對しましては、ポンド累積の現状にかんがみまして、ある程度輸入と見合うような程度にこれを押さえる必要があり、逆にドル地域への輸出を大いに増進する必要がある。大ざつぱに申しましてそういうふうなわが国の貿易構造と申しますか、重要原料、食糧等をドルから輸入し、そして多くのものをスターリング地域、ポンド地域へ輸出しておつたというその性格に對しまして、この際相當な転回、切りかえが必要である。ここにわが国の今日の貿易問題の最も困難な重要なポイントがあることは、申すまでもないところであります。そういう意味合いからしまして、今後のドル地域に對しましての輸出の増進につき

ましては、格段のいろいろな努力も要するかと存するわけでありまして、今通産省としまして、いろいろドル地域に對します輸出の増進方策につきまして、着々各種の方策を講じてつたような状況であります。なおまた原料買付のマーケットを、ドル地域からポンド地域の方へ切りかえて行く、いわゆる買付市場の転換という問題について、ことにポンド地域からの輸入の促進という問題につきまして、いろいろな方策を講じておるといふことは、先ほど政務次官の方から申しました通りであります。

○深澤委員 最近において、特にドル地域であるアメリカの関税の問題が非常に大きな問題になつて、まづろのカン詰に對する関税引上げという問題は、日本のアメリカに對する貿易に對して、非常に大きな影響を持つておると思うのですが、そういうような傾向が各商品にわたつて出て来るという傾向になると思はれ、これはいかに計画は立てられても、非常に困難をわれわれは来すと思ふのであります。そういう問題についても、通産省においても相當の苦慮をされておるようによ考えられるのであります。あの関税引上げという問題がどういふことになつて、その見通しについてお伺ひしたいのであります。

○本間政府委員 御指摘のありましたように、まづろの問題で関税上の引上げの問題がございまして、昨年来政府も民間も一緒になりまして、いろいろアメリカの輿論を喚起する、あるいは当業者に日本の事情を説明することによる運動をいたしております。また、御承知の通りでございます。

最後のなところまで話し合ひは進んでおりませんけれども、大体数量を限りまして、その限りでした数量の範囲内では、税をかけるないというふうな考え方で、この問題を解決しようというふうな情報に接しておりました。それから品物によりまして問題が異なりますので、その方面の申入れも近ういたしました。御指摘のように、アメリカの国内の業者との関係なども、関税の問題にはあるのでございまして、しかしこれは私どももいたしましては、できるだけ当局あるいは当業者の方と話し合ひをいたしまして、了解を深める、また利用いたします消費者の方の輿論等にも訴えまして、できるだけひとつ有利な解決点に到達したいということ、ただいませつかく努力中でござい

○深澤委員 私は通産省の方の質問は、大体これで終ります。そこで輸出入銀行関係で、銀行局長にお伺ひしたいのであります。大体輸出銀行の出発は、わが国のプラント輸出促進という観点から出たものであります。が、大体所期の計画と、現在に至るまでの輸出銀行の業績というものは、計画通り行つておるのかどうかという点について、まずお伺ひしたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 お答え申し上げます。プラント輸出の促進のために、輸出銀行が発足いたしましたから、その後の実績につきましては、お手元に資料を提出してございまして、ごらんだいだきたいと思ひます。現在までのところでは大体順調に行つておると思ひます。ただ金額的には当初予想いたしました程度まで、残高とい

して融資が進んでおりません点もございしますが、この一—三月の今後の予定等を頭に置いて考えますならば、大体当初私どもが計画いたしました程度の実績を、上げ得るものというふうな見通しを持つております。

な御詳細は輸出銀行の専務理事が見えておりますから、そちらの方からお聞き取りをお願いしたいと思います。

○山際説明員 輸出銀行の過去一箇年間の業績に關しまして、ただいまお尋ねがございまして、銀行局長からお答えがございしましたが、さらに少し内容を立ち至つて申し上げますと、当初この銀行設立の必要となえられまして、それが実現をいたし出たいたしましたところの予定に比しますと、やや業績振るゑる模様があつたのでござい

ます。それは諸般のプラントものの輸出の方が、なか／＼国際競争上、価格その他の点において、十分に成果を上げることができませんでしたが、比較的契約の成果が低調であつたのでござい

○山際説明員 御指摘のようにプラントものの輸出に關しましては、パキスタン向けがなか／＼多いのでござい

ますが、その事情をいたしましては、私どもの承知いたしております限りにおきましては、御承知の通りパキスタン国はインドの国とわかれまして、独立をいたしたのでござい

ますが、以前にインドの工業施設というものは、その大部分が現在のインドの方に残つて、パキスタンの方には目ぼしい工業が来なかつたといふことを伺つておるでござい

ます。従ひまして建國以來パキスタンといはしましては、その工業力の増進ということに、非常に力を

注いでやつておるといふ話でございます。特にこの輕工業、なかなか繊維工業に關しましては、特別に政府が力を入れてやつておる、そういうことを承つておりますので、その結果がこの数字となつて現われたものと考えております。

○深澤委員 それから電気機械の關係におきまして、二十億八千万円という總額の中で十五億四千四百万円というぐあい、これは協調融資並びに手形割引等の關係で、沖繩が圧倒的に多いのであります。沖繩との貿易ということになりますと、これは米軍の基地でございます。ここにもプラント輸出という形でこの融資が適用されるのであります。私は貿易というやつは大体こちらで輸出をすれば、向うからまた何かを輸入するという双務關係が円滑に行くのが、貿易の基礎的な條件であると思つております。非常に多額のものが米軍の基地である沖繩に輸出されるということは、これは貿易の常道じゃないというぐあいに考えるのでありますけれども、この点はどうか。

○山藤説明員 電気機械類の沖繩に對して輸出された分は、これは沖繩において相當大きな火力発電所が建設された結果でございます。件数がいろいろわかれておりますのは、土木關係でございます。それから、建築の關係とか、あるいは機械設備その他いろいろ専門の商社がございまして、そのために口数がおかれておりますが、要するに一体となりまして、相當大きな火力発電所が設けられたため、このプラントを輸出したのがこの数字でございます。なお貿易政策の見地からいたしまして、沖

繩に相當これに匹敵するような輸入の期待があるかというようなお尋ねであります。なるほど輸入輸出の收支の均衡は望ましい状態でございますが、これは全部米ドル拂いになつておりますために、日本のドル貸といつたしまして、他の地域から相當重要な物資を輸入し得る資源をも生じたわけでございます。実行いたしてさういふかえらない輸出と考へた次第でございます。

○深澤委員 それから銀行局長にお伺いいたしますが、大体この法案の改正に基いて、輸出銀行の性格が輸出入とすることになるのですが、その輸入に關して、わが国の輸出の振興に役立つ原料と云ふ点に、この輸入の重点を置くように考へておりますが、この輸出の振興に役立つ原料と云ふものは、大体何を予定されているのか。その点を伺います。

○河野(通)政府委員 前回の委員会でも詳細説明申し上げたのであります。が、大体考へておりますのは、具体的に地域別の詳細な調査もございまして、品目で申し上げますと、鉄鉱石、粘結炭、マンガン、場合に より まし たら、塩、その他の礦物資源を大体主として考へております。調査いたしましたものについて、もし詳細説明が必要でございましたら、地域別に申し上げます。でもさういふかえらないと思ひます。

○深澤委員 これは時間を要する問題でありますから、ひとつ資料の御提出を願えれば幸いであると思ひます。それからその輸入に關しまして、對価の一部が前拂いされる場合に、その輸入金融をやるのであるということと

ありますが、あとずつと読んでみますと、品物を買うその代金の前拂いといふことではなくて、その品物が出て来る開港の仕事をするために、金融をするのだといふことになつてゐるのです。この前拂いといふことは、結局開港資金を貸せるのだという結論になつてしまふやうであります。その点はどうかでありますか。

○河野(通)政府委員 お話の通りでございます。○深澤委員 そういたしますと、現在品物がつくられてゐるものを買うための輸入金融でなくて、まだ地下にあるものを開採して、それから買うのであるといふことになると、現在の日本の状態に對して、すぐに役立つことにはならないという結論になるのであります。が、そういう見通しをもつて輸入金融をされるというところが根本方針でありますか、その点をひとつお伺いいたします。

○河野(通)政府委員 この点は開採のための必要な資金も供給いたしますけれども、現在すでにある程度稼働いたしておるものもございまして、その稼働いたしておりますものを掘りながらだんだんこつちへ、日本からいいますと輸入、向うからいいますと輸出であります。出してくるということも考えられます。一方現在稼働してゐるものを出しながら、さらにその開採を促進する、そのための資金を供給する、こういうことに相なつております。

○深澤委員 そういたしますと、まことにこれは漠然としてゐるのであります。が、一体一応そういう開採をして、その程度のものがいつ入つて来る。それによつて品物を生産して、また輸出

をするという關係になるのであります。が、そういう正確な、明細な計画を立てて行かなければ、この輸出銀行を輸出銀行にして、今度は輸入金融をやれば、日本の原料はどんなに確保されて行くのだ、そういう形の中でポンド過剰の問題も解決されるのであります。ようし、日本の原料の不足も解決されるであらうというやうな期待を持つわけでありまして、今のお話によりまして、相當長期の見通しの上に立たなければ、この輸出銀行を輸出銀行にしたいといふことが、日本経済に役立たないという結果になつて来るのであります。私はやはりその明細な計画といふものを、一応承知する必要があるのであります。が、もしおわかりになつておりますれば、ひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。

○河野(通)政府委員 先ほど申し上げましたように、その五年も十年も先の問題だけを考へておるわけではございません。現在稼働いたしておるものも、それから出て参りますものを輸入しながら、さらにその開採の生産力を拡充いたして行くための開採資金を供給して行く、こういう形になつておるわけでありまして、非常に長い将来にだけ期待いたしておるわけではございません。

なお先ほど申し上げました品目について、具体的な調査のできたものにつきます。輸出銀行の専務理事の方から御説明申し上げます。○山藤説明員 ただいま關係業者の間にございまして、主として東南アジア地域において、日本が輸出を振興いたしますのに必要な原料の入手ということについて、しかもそれは主として

鐵産資源でございます。調査をいたし、またそれ／＼現地の關係筋と話し合ひなどを進めておりますものが、數箇所ございまして。たとえば鉄鉱石について申し上げるならば、香港の馬鞍山といふ山がございまして、あるいはマレーのズングン、タマンガン、ロンビンなどといふ山がございまして、またフィリピンにおきまして、ララツプ山といふ山に日本の製鐵業者が話合を進めておることは、過般の新聞にも伝えられておる通りでございます。そのほかインドにもオリッサ、ビハール地区におきまして、相當大きな鉄山がございまして、それについて業者が調査を進めておる点があるのでもございます。また昨年すでに実行をいたしましたものといつたしまして、ポルトガル領のゴアから鉄鉱石を、ことしの秋から年々五十万トン程度輸入するといふ契約も、すでに結ばれておるやうな次第でございます。マンガンにいたしまして、フィリピン、奄美大島などに二、三業者が調査を進めておる点もございまして、また銅につきましても、フィリピンのラブラブ山といふのは、台湾の一部などについて、調査が進められております。そのほかボーキサイト、これはマレーその他でございまして、そのほか塩につきましてもタイであります。それから仏印の地区であります。それから、それ／＼關係業者が調査を進めております。かようにいたしまして、いろいろ話は起きております。が、何分にもこれは外国との話合ひのことでもございまして、さういふ具体的なかつ當方で計画をいたします通りに実行いたすことは、なかなかむずかしいのでございますが、すでに

申し上げました通り、ゴアの分はもう実現をいたしております。今述べましたような諸点につきましても、遂にこの年内に実現を見て行くものであらうと、期待をいたしておる次第でございます。

○深澤委員 まあ各東南アジア地域に非常にたくさん資源がある、その調査を現在やっておりますというぐあい言われておるのでありますが、それがわが国の国内の問題であれば、しごく簡単に解決すると思はるうのであります。が、東南アジアと日本の関係は必ずしもうまく行っていないと思はれます。たとえて申しますれば、フィリピンにおきましても賠償問題等が相当問題になっております。インドネシアにおいてもそういう問題がございます。インド、ビルマ等につきましても、今後講和條約という問題が相当困難な道をたどるであらうと思はれます。そういうような状況にあるときに、どこにもある、かしくにもあるという調査が一応できまして、その具体的な関係が成立をいたしましたとして開発するということは、相当の日子とまた國際的ないろいろな問題の解決が必要である、と考へるのであります。ただ日本側で、あそこにもある、ここにもあるというところだけでもつて計画を立てられると、この計画に大きな齟齬を来すと考へます。そういう関係につきまして、現在調査しておりますところが必ず実施され得るというようなお見通しを持つておられるのかどうか。その点をひとつ伺ひたいいたします。

○河野(通)政府委員 ただいま山際さんからもお話がありましたように、對外的な関係でございますので、今話が

ありましたようなものはすべて近く実現を結ぶというようには、私も考へておりません。今後いろいろな関係でこの問題は對外折衝として、だん／＼熱して来るものであらうと思はれます。私どもはできるだけこういう関係を伸びて行くことを、期待いたしております。なおフィリピンその他の對日感情その他の問題もございしますが、これらの地域をいたしまして、経済の、ことに資源の開発については、非常に大きな経済的利益に關心を持つております。これは、申すまでもないことであります。これらの経済的利益と、日本の期待いたします経済的利益とは、必ずやどこかでうまく合致するところがあると思はれます。こういう観点から、私もはこれらの計画ができるだけ多量に実を結ぶように努力をいたしたいと思ひます。期待もいたしておる次第であります。

なお先ほど山際さんから御説明がございましたゴアの問題の例がありました。が、今般輸入業務を輸出銀行に認め参りますことにいたしましたその輸入の態様は、ゴアについてやりました経済開発のためのプラント輸出と、ちやうどこちらは関係になるわけでありま。ゴアの例で申し上げますと、ゴアの地区の開発の機材を日本からプラント輸出して、これに対する支拂いを向うからの原石による。それをこちらに輸入して来る代金でもつて支拂う、こういう形に相なるわけでありま。今般輸出入銀行に認められる輸入金融は、日本からプラント輸出をいたしますかわりに、現地でこれらの開発の資材でありますとか、あるいは労力でありま。すとか、そういったものが調

達できる、資金を供給いたしますなら、その地域で必ずしも日本からプラント輸出しなくても、そつちで開発が促進できる、こういうふうなものは、つきましては、プラント輸出という制度に限らず、資金を供給するという形で、その供給された資金の返済は、それらの地域からの鉱物資源の日本への輸入によつて返される、こういうふうな措置をとつたのであります。プラント輸出と今般の輸入業務とは、一見非常に形が違つておるやうでありますけれども、必ずしも実体はそう大きな開きがないというふうに、御了承いただきたいと思ひます。

○深澤委員 それからこの金融関係につきましては、市中銀行との協調融資をするのになつておるやうであります。が、この協調融資の場合における輸出銀行が受持つパーセンテージと、市中銀行の協調融資のパーセンテージとは、どの程度を予定されているのか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○山際説明員 現在までの協調融資は、輸出銀行八割、市中銀行二割の分担をやつております。今後も当分の間はそれを継続する考へであります。

○深澤委員 その八割二割という関係について、市中銀行の方でも積極的協力するといふ態度に出られておられるのかどうか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○山際説明員 八割、二割の分担につきまして、市中銀行から輸出銀行の割合をもう少し増してくれといふような要求には、格別接しておりません。大抵従前の八割、二割の割合でもつて、少くとも市中銀行と輸出銀行との

間の関係は、円滑に推移するものと期待いたしております。

○深澤委員 先般官務委員が山際さんに質問したときの山際さんの御答弁によりまして、フィリピンの開発について米国の銀行が金融を行つておる。それを日本の輸出銀行が保証をしておる。というのをちよつと伺ひたいのであります。が、この問題はどのような事情になつておるのか。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○山際説明員 お尋ねの点は、最近の新聞に報道されました通り、輸出銀行の保証をまつまでもなく、市中銀行がアメリカの銀行に保証をすることにやつて解決いたしましたのでございます。すなわち日本側の製鉄業者の代行者であるある商社が、バンク・オブ・アメリカから資金を借りまして、それをフィリピンの鉱山に前拂ひをいたしまして、その借入金について日本側の大銀行三行が保証の地位に立ちまして、その商談は成立をいたしました。輸出銀行が関係する余地はなかつたわけでございます。

○深澤委員 それからその融資の期限の問題であります。融資期限を六箇月超から三箇月超に改め、輸入金融の融資期間を三箇月超三年以内、特別のものには五年以内、こういうことになつておるのであります。が、私はしやうとである関係上、どうもこの点がうま／＼のふみ込めないでございします。この間の御説明をひとつ詳細にお願いしたいと思ひます。

○山際説明員 今御審議願つております改正案は、輸出銀行が従前受けておりましたところの拘束、すなわち最短六箇月、最長五年という期間のう

ち、最短六箇月の方をいさ／＼少しく拡張いたしまして、三箇月以上のものから取扱ひ得るといふことにしようという趣旨でございします。それは過去一年間の経験によりまして、輸出銀行が扱いますのは、六箇月以上の長期のものでなければならぬことであります。たゞ、六箇月には満たないけれども、たとえば四箇月、五箇月程度の輸出契約において、金融をつける道が乏しいという具体的問題に遭遇をいたしましたのでございします。御承知のように貿易手形の制度がございまして、日本銀行を中心として、短期の貿易金融につきまは、円滑なる運用が行われております。が、その期間が三月でございします。それと輸出銀行の六箇月とのちやうど中間にはさまれます期間がございします。その間隙を今回の措置によつて救ひ得るかと思はれるのであります。同様の事情は輸入金融についても期待できると思ひます。輸出入あわせまして三箇月以上のものから取扱ひ得る、こういうふうなことをいう改正案でございします。

○深澤委員 従来の業績から申しまして、輸出銀行の融資に対する回収率は、どういふ事情になつておりますか。予定通り行つておるのか、あるいはいろいろな支障があるのではないかと考へられます。その点をひとつ伺ひたいと思ひます。

○山際説明員 開業以来の成績におきましては、回収はきわめて順調でございまして、当初計画されました通りにきちん／＼と償還されております。最近商社の問題などいろいろございします。が、輸出銀行に関する限りにおきましては、何ら影響を受けておりません。

○深澤委員 手形の割引も相当やつておるようですが、不拂い手形というような問題は全然起りませんか。

○山際説明員 全然生じておりませんし、かつそのおそれはないものと考えます。

○小山委員 二、三追加して伺つておきたいのですが、この輸入金融をやる場合に、これは国内の業者に対して円の金融だけやるのでありますか。それとも外国の業者に対しても、たとえばポンドの金融をやるとかいうふうなことも、この法律でできるのでしょうか。

○河野(通)政府委員 輸入業務につきましては、とりあえずのところとして国内の業者に対する金融でいいと思います。国内の業者に対する円の金融が大体原則になると思いますが、場合によりましたら国内の業者に対する外貨の金融もできる道は開いてあります。

○小山委員 外国からの輸入原料、たとえば先ほど山際さんからお話のありましたように、外国の鉱山を開発する場合に、外国で資金の手当ができればというような場合のことも想定されておるようではありますが、その場合に日本政府が持つておる外貨を、外国の業者に貸し付けるというようなことも、この法律でできる余地があるのですか、ないのですか、それを伺いたい。

○河野(通)政府委員 御承知の通り、輸出につきましてはある程度そういうことを考えております。今般の輸入業務につきましては、とりあえずのところとしては、国内の業者に対する金融だけでけっこうであらうということで、法律になつておるのであります。

○小山委員 法律上できるのかできないのかということをお伺いしておるのです。

○河野(通)政府委員 法律上は、輸入金融に關しましては、国内の業者に限つております。

○佐藤委員長 ただいま議題になつております三案中、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案に對しまして、ほかに御質疑はありますか。

○佐久間委員 ただいま議題になつております三案中、日本輸出銀行法の一部を改正する法律案につきましては、すでに質疑も盡されたことと思ひますので、この際本案に對しては質疑を打ちられんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようでありますから、本案に對しましては以上をもつて質疑を打ち切ることといたします。

午前中はこの程度にとどめて休憩いたします。午後は一時半より再開いたします。

午後零時十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕